福山市北部市民センター照明更新型ESCO業務について、委託業者選定のため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2024年(令和6年)4月8日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

(1) 業務名

福山市北部市民センター照明更新型ESCO業務

(2)業務内容

福山市北部市民センター照明更新型ESCO業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から2025年(令和7年)3月31日まで

(4) 提案見積限度額

57,300,000円(消費税額及び地方消費税額を含む) ※事業期間中に税制変更があった場合、本市と協議を行うものとする。

2 参加資格

(1) 応募要件

- ア 本事業を行う能力を有する単独企業(福山市内に本店を有する)あるいはグ ループ(複数の企業体)とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う福山市内に本店を有する代表者 を1名選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、業務の遂行の責を負 う。
- ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約などに関する諸手続を行う。
- オ 提案書類の提出後において、事業運営を目的とした特定子会社などを設立することも可能とする。ただし、設立の条件などに関しては、本市と協議し合意を得るものとする。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は、各構成員が次の役割を 分担するものとする。

なお、代表企業及び構成員は、複数の役割を担うことができるものとする。

- (ア)事業役割:本市との対応窓口となり、契約などの諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
- (イ)施工役割:施工に関する業務を全て実施する。
- (ウ)その他役割:上記(ア)(イ)以外の調査・設計、機器供給・調達、維持管理役割等に関する業務を実施する。
- イ 応募者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する 合意書を別途、本市に提出するものとする。

なお、その合意書には、役割の構成事業者全員が、本市に対し、協力してその 責任を負う条項を含むものとする。

(3) 応募者資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

なお、グループの場合、構成員としてこれらの要件を満たすこととする。

- ア 参加表明書及び資格確認書類により、本募集要領の内容を十分に遂行できる と認められる者であること。
- イ 本事業を円滑に行うため、事業運営、維持管理等の業務を迅速に対応ができる者であること。
- ウ 施工役割を担う者は、参加表明提出時に、2023年度(令和5年度)・20 24年度(令和6年度)福山市建設工事競争入札参加者名簿の電気工事業にお ける格付が「B級以上」として登録されており、福山市内に本店を有する者で あること。
- エ 施工役割を統括する者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第 1項に規定する「特定建設業」の許可を得ている者。また、施工に必要な技術 者としての資格を有する者を、統括責任者として配置することができる者であ ること。
- オ ESCO設備の維持管理を行う者は、それらを円滑に行うための拠点を福山 市内に有する者とする。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びその構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 する者
- イ 本募集要領の配付の日から優先交渉者の通知までの期間に、福山市建設工事 等指名除外基準要綱の措置要件に該当する者
- ウ 本募集要領の配付の日から優先交渉者の通知までの期間に、建設業法第28

条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手 続開始の申し立てをしている者
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「構成手続開始の申し立て」という。)をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあたっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は構成手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。)
- キ 資格確認書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった 者
- ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の公正な進行を妨げる者若しく は妨げた者
- ケ 本市に納付すべき市税の滞納がある者
- コ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者
- 3 プロポーザル実施スケジュール

	項目	日程
1	募集要領の配付 (福山市ホームページで公開)	2024年(令和6年)4月 8日(月) ~
	(https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)	2024年(令和6年)4月15日(月)
2	募集要領に関する質問受付	2024年(令和6年)4月8日(月)~
		2024年(令和6年)4月15日(月)
3	質問の回答	2024年(令和6年)4月26日(金)
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	2024年(令和6年)5月7日(火)~
		2024年(令和6年)5月24日(金)
5	応募資格確認結果の通知	2024年(令和6年)5月31日(金)

6	ウォークスルー調査	2024年(令和6年)6月5日(水)~
		2024年(令和6年)6月14日(金)
7	ウォークスルー調査後の質問受付	2024年(令和6年)6月5日(水)~
		2024年(令和6年)6月14日(金)
8	質問の回答	2024年(令和6年)6月21日(金)
9	提案書の受付	2024年(令和6年)6月26日(水)
		~
		2024年(令和6年)7月12日(金)
1 0	プレゼンテーション	2024年(令和6年)7月19日(金)
1 1	最優秀及び優秀提案の選出	2024年(令和6年)7月下旬
1 2	優先交渉者の決定、通知	2024年(令和6年)8月上旬
1 3	詳細協議、事業計画書作成	2024年(令和6年)8月中旬
1 4	契約の締結	2024年(令和6年)8月下旬
1 5	工事期間	2024年(令和6年)9月上旬~
		2025年(令和7年)3月上旬

4 実施要領等の配付場所 福山市ホームページ

5 評価基準 別紙のとおり

6 契約の相手方の優先交渉者の選定

企画提案書は、福山市北部市民センター照明更新型ESCO業務評価委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を優先交渉者として選定する。

7 契約の締結

優先交渉者と選定された事業者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。 なお、優先交渉者との協議が整わない場合は、優先交渉者に次いで高い評点を得 た事業者(以下順次)と契約に関する協議を行う。

8 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「福山市北部市民センター照明更新型ESCO業務実施要領」に定めるところによる。